梨県公

第二千三十号

平成二十二年

四月一日

曜

В 物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため汚染 土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第六条第一項の規定により、

特定有害

木 平成二十二年四月一日

指定する区域

北杜市小淵沢町二千二十八番地一

山梨県知事

横

内

正

明

の除去等の措置を講ずることが必要な区域を次のとおり指定する。

二 土壤汚染対策法施行規則 (平成十四年環境省令第二十九号) 第三十一条第 準に適合していない特定有害物質の名称 トリクロロエチレン 一項の基

指定する区域において講ずべき指示措置 地下水の水質の測定

Ξ

山梨県告示第百三十八号

に保安林の指定施業要件を変更する予定である。 森林法 (昭和二十六年法律第二百四十九号) 第三十三条の二の規定により、次のよう

平成二十二年四月一日

山梨県知事 横 内

正

明

指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

甲府市(次の図に示す部分に限る。)

保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

変更後の指定施業要件

Ξ

立木の伐採方法

主伐は、択伐による。

2 市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る

間伐に係る森林は、 次のとおりとする。

立木の伐採の限度

四九

四七

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、 省略し、 その図面及び関係書類を山梨県庁及び

甲府市役所に備え置いて縦覧に供する。

山梨県告示第百三十九号

四九

に保安林の指定施業要件を変更する予定である。 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二の規定により、次のよう

平成二十二年四月一日

示

告

山梨県道路公社が行う有料道路の料金の変更について......

扱事務の名称等の一部改正口頭により開示請求を行うことができる保有個人情報に関する個人情報取

規則・猟銃用火薬類等の譲渡、譲受け等の取扱いに関する規則の一部を改正する.

山梨県猟銃安全指導委員制度の運営に関する規則........

山梨県警察の組織等に関する規則の一部を改正する規則......

公安委員会

 山梨県青少年総合対策本部規程の一部を改正する訓令......

収入証紙売りさばき人からの廃止の届出.....日三五

土壌汚染対策法に基づく特定有害物質によって汚染されている区域の指定.....二二九

目

次

示

行政区域の境界に係る道路の管理に関する協定......

山梨県告示第百三十七号

公 報 第二千三十号 平成二十二年四月一日

Щ

梨 県

 \equiv

指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 山梨県知事 横 内 正

保安林として指定された目的 大月市 (次の図に示す部分に限る。)

水源のかん養

Ξ 変更後の指定施業要件

立木の伐採方法

次の森林については、主伐は、択伐による。

大月市 (次の図に示す部分に限る。

- その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- 3 市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る
- 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

大月市役所に備え置いて縦覧に供する。) (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、 その図面及び関係書類を山梨県庁及び

山梨県告示第百四十号

に保安林の指定施業要件を変更する予定である。 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二の規定により、 次のよう

平成二十二年四月一日

山梨県知事 横 内 正 明

指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

笛吹市・山梨市(次の図に示す部分に限る。

保安林として指定された目的

水源のかん養

Ξ 変更後の指定施業要件

立木の伐採方法

主伐に係る伐採種は、定めない。

2 市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る

間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(_) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

明

関係市役所に備え置いて縦覧に供する。 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、 その図面及び関係書類を山梨県庁及び

山梨県告示第百四十一号

に保安林の指定施業要件を変更する予定である。 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二の規定により、 次のよう

平成二十二年四月一日

山梨県知事 横 内 正

明

指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

南巨摩郡身延町・富士川町 (次の図に示す部分に限る。)

保安林として指定された目的

水源のかん養

Ξ 変更後の指定施業要件

立木の伐採方法

次の森林については、主伐は、択伐による。

身延町 (次の図に示す部分に限る。)

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る

間伐に係る森林は、次のとおりとする。

立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

関係町役所に備え置いて縦覧に供する。 (「 次の図」及び「 次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び

山梨県告示第百四十二号

に保安林の指定施業要件を変更する予定である。 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二の規定により、 次のよう

平成二十二年四月一日

山梨県知事 横 内 正

明

指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

韮崎市 (国有林。 次の図に示す部分に限る。)、韮崎市(次の図に示す部分に限

る。)

 (\Box) 保安林として指定された目的 水源のかん養

 (Ξ) 変更後の指定施業要件

立木の伐採方法

主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

2 次のとおりとする。

び韮崎市役所に備え置いて縦覧に供する。) (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、 その図面及び関係書類を山梨県庁及

韮崎市 (国有林。次の図に示す部分に限る。)、韮崎市 (次の図に示す部分に限

指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

こ 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備 変更後の指定施業要件

立木の伐採方法

(1) 韮崎市 (国有林。次の図に示す部分に限る。)、韮崎市 (次の図に示す部分に限 次の森林については、主伐は、択伐による。

(2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない

(3) る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係

間伐に係る森林は、次のとおりとする。

立木の伐採の限度

次のとおりとする。

び韮崎市役所に備え置いて縦覧に供する。) (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、 その図面及び関係書類を山梨県庁及

山梨県告示第百四十三号

Щ

梨

県

公 報

第二千三十号

平成二十二年四月一日

に保安林の指定施業要件を変更する予定である。 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二の規定により、次のよう

平成二十二年四月一日

横 内

正

明

指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

保安林として指定された目的 甲府市 (次の図に示す部分に限る。

水源のかん養

変更後の指定施業要件

立木の伐採方法

主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係 主伐に係る伐採種は、定めない

る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

間伐に係る森林は、次のとおりとする。

立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

び甲府市役所に備え置いて縦覧に供する。) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、

その図面及び関係書類を山梨県庁及

甲府市 (次の図に示す部分に限る。

保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

 (Ξ) 変更後の指定施業要件

立木の伐採方法

(1) 次の森林については、主伐は、択伐による。

甲府市 (次の図に示す部分に限る。)

(2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない

る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係

間伐に係る森林は、次のとおりとする。

立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、 次のとおりとする。 その図面及び関係書類を山梨県庁及

び甲府市役所に備え置いて縦覧に供する。

山梨県告示第百四十四号

に保安林の指定施業要件を変更する予定である 森林法 (昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二の規定により、次のよう

平成二十二年四月一日

山梨県知事 内 正 明

(-) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

中央市 (国有林。 次の図に示す部分に限る。)、 中央市(次の図に示す部分に限

保安林として指定された目的

水源のかん養

- 変更後の指定施業要件
- 立木の伐採方法
- 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (2) る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係
- (3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

び中央市役所に備え置いて縦覧に供する。) (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、 その図面及び関係書類を山梨県庁及

指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

中央市 (国有林。次の図に示す部分に限る。)、中央市 (次の図に示す部分に限

保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

- 変更後の指定施業要件
- 立木の伐採方法
- (1) 次の森林については、主伐は、択伐による。

限る。) 中央市 (国有林。次の図に示す部分に限る。)、中央市 (次の図に示す部分に

- その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない
- (3) る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係
- 間伐に係る森林は、 次のとおりとする。
- 立木の伐採の限度

2

次のとおりとする。

び中央市役所に備え置いて縦覧に供する。 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及

山梨県告示第百四十五号

に保安林の指定施業要件を変更する予定である。 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二の規定により、 次のよう

平成二十二年四月一日

山梨県知事

横

内

正

明

指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

保安林として指定された目的 北杜市 (次の図に示す部分に限る。

水源のかん養

- (Ξ) 変更後の指定施業要件
- 立木の伐採方法

主伐に係る伐採種は、定めない

- る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係
- 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

び北杜市役所に備え置いて縦覧に供する。) (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及

指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

北杜市 (国有林。 次の図に示す部分に限る。)、 北杜市(次の図に示す部分に限

- 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 変更後の指定施業要件
- 立木の伐採方法
- 北杜市 (国有林。次の図に示す部分に限る。)、北杜市 (次の図に示す部分に 次の森林については、主伐は、択伐による。

その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない

- (3) る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係
- 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

び北杜市役所に備え置いて縦覧に供する。) (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、 その図面及び関係書類を山梨県庁及

山梨県告示第百四十六号

に保安林の指定施業要件を変更する予定である。 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二の規定により、 次のよう

平成二十二年四月一日

横 内 正

明

(-) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

保安林として指定された目的 北杜市 (次の図に示す部分に限る。)

水源のかん養

 (\Box)

変更後の指定施業要件

 (Ξ)

立木の伐採方法

主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係

- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

2

次のとおりとする

び北杜市役所に備え置いて縦覧に供する。) (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、 その図面及び関係書類を山梨県庁及

指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

 (\Box) 韮崎市 (次の図に示す部分に限る。)

保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

- (Ξ) 変更後の指定施業要件
- 立木の伐採方法
- (1) 次の森林については、 主伐は、 択伐による

Щ

梨

県

公 報

第二千三十号

平成二十二年四月一日

韮崎市 (次の図に示す部分に限る。)

- その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない
- る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係
- 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

び韮崎市役所に備え置いて縦覧に供する。 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、 その図面及び関係書類を山梨県庁及

山梨県告示第百四十七号

合整備事業)計画を変更したので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。 る同法第八十七条第五項の規定により、県営土地改良事業(敷島地区県営中山間地域総 土地改良法 (昭和二十四年法律第百九十五号) 第八十七条の三第六項において準用す

なお、この公告に係る決定に対して異議があるときは、これを申し立てることができ

平成二十二年四月一日

山梨県知事

横

内

正

明

変更後の県営土地改良事業計画書の写し

縦覧書類

縦覧期間

平成二十二年四月二日から平成二十二年四月三十日まで

Ξ 縦覧場所

甲斐市役所

兀 異議申立期間

平成二十二年五月一日から平成二十二年五月十五日まで

山梨県告示第百四十八号

県営土地改良事業 (東山東部地区広域営農団地農道整備事業)の工事は、平成二十年

平成二十二年四月一日

三月十七日をもって完了した。

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県告示第百四十九号

県営土地改良事業 (豊富地区畑地帯総合整備事業)の工事は、 昭和六十年三月三十一

平成二十二年四月一日

日をもって完了した。

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県告示第百五十号

日をもって完了した。 県営土地改良事業 (牧丘地区畑地帯総合整備事業)の工事は、 昭和六十二年三月三十

平成二十二年四月一日

山梨県知事 横 内 正

明

山梨県告示第百五十一号

日をもって完了した。 県営土地改良事業(下萩原地区畑地帯総合整備事業)の工事は、 平成十五年三月三十

平成二十二年四月一日

山梨県知事 横 内 正

明

山梨県告示第百五十二号

十一日をもって完了した。 県営土地改良事業 (諏訪中部地区畑地帯総合整備事業)の工事は、平成十五年三月三

平成二十二年四月一日

山梨県知事 横 内 正

明

山梨県告示第百五十三号

日をもって完了した。 県営土地改良事業(花園地区畑地帯総合整備事業)の工事は、 平成十七年三月三十一

平成二十二年四月一日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県告示第百五十四号

路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務 所において、この告示の日から平成二十二年四月二十二日まで一般の縦覧に供する。 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第一項の規定により、次のとおり道 平成二十二年四月一日

> 道路の種類 県道

路 線名 平沢千野線

Ξ 道路の区域

五六〇・〇	五、五三二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十	新	日外下去, 6个落写更是很不会看出土分言。
五六〇・〇	五· - 五 - 了 ·	旧	甲州市塩山竹森字東田宮有無番也也もまで先から甲州市塩山竹森字乙木田三○○九番の一地
(メートル)	(メートル)	の旧別新	区

山梨県告示第百五十五号

の境界に係る道路の管理の定め(昭和四十二年山梨県告示第二百九十一号)は、廃止す 界に係る道路の管理に関する協定を次のとおり締結したので告示する。なお、行政区画 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号)第十九条第一項の規定により、行政区域の境

平成二十二年四月一日

山梨県知事 横 内 正

明

協定の内容

県	県	県	種 道 類 路
道	道	道	類路の
原四線日	車吉場	線佐野	路
市場	場影上野	П Н	線
線日市場上野	車場線吉野上野原停	線佐野川上野原	名
山梨県上野原市	山梨県上野原市	山梨県上野原市	位
市新川県相模原	市新川県相模原	市新川県相模原	置
相斐岐橋	境 川 橋	堺橋	物 管理工作
山梨県知	相模原市	相模原市長	管理
知 事	市 長	币長	者

山梨県知事

横

内

正

明

国一	県
道 般	道
四 三 号	原線四日市場上野
道志村山梨県南都留郡	山梨県上野原市
市新川県相模原	市。河県相模原
両国橋	境 橋
相模原市長	山梨県知事

Ξ 協定の相手方 協定締結日 平成二十二年三月一日 相模原市長 加山俊夫

山梨県告示第百五十六号

指定した山梨県収入証紙売りさばき人から廃止の届出があった。 山梨県収入証紙条例 (昭和三十九年山梨県条例第十七号) 第六条第一項の規定により

平成二十二年四月一日

山梨県知事 横 内 正

明

一番二十号甲府市飯田一丁目	売りさばき場所
一番二十号甲府市飯田一丁目	住
日	所
合会 業協同組合連 山梨県信用農	氏
組信 合用 連農	名
日平成二十二年三月三十	廃
士	止
年	年
月	月
-	日

訓 **令**

山梨県訓令甲第十六号

庁

山梨県青少年総合対策本部規程の一部を改正する訓令を次のように定める。 平成二十二年四月一日

山梨県知事 横 内 正

明

山梨県青少年総合対策本部規程の一部を改正する訓令

うに改正する。 山梨県青少年総合対策本部規程 (昭和五十八年山梨県訓令甲第三号)の一部を次のよ

別表一中「企画部長」を「企画県民部長」に、「県民室長

林務長」を「林務長」に

別表二中「少年課長」を「生活環境課長 少年課長」に改める。

Щ

梨

県

公 報

第二千三十号

平成二十二年四月一日

附 則

この訓令は、 公布の日から施行する。

告

公

特定非営利活動法人の定款変更の認証申請

センターに備え置いて縦覧に供する。 とおり特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があった。その関係書類は、県民情報 特定非営利活動促進法 (平成十年法律第七号) 第二十五条第三項の規定により、次の

平成二十二年四月一日

申請のあった年月日 平成二十二年三月十六日

山梨県知事

横

内

正

明

一 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並 びにその定款に記載された目的

- 名称 特定非営利活動法人あすなろ工房
- 2 代表者の氏名 平賀武彦
- 3 主たる事務所の所在地 山梨県甲府市上石田四丁目五番十八号
- 4 定款に記載された目的

地域生活に関する支援事業を行い、 障害福祉の向

この法人は、障害者に対して、

上に寄与することを目的とする。

Ξ 縦覧期間 平成二十二年三月二十三日から同年五月二十二日まで

• 肥料の登録事項の変更

料の登録事項について変更の届出があったので、同法十六条第二項の規定により公告す 肥料取締法 (昭和二十五年法律第百二十七号)第十三条第一項の規定により、次の肥

平成二十二年四月一日

山梨県知事 横 内 正

明

山梨県	文字を表える	米ドヨ水 氏目 コ ロ
乾燥菌	種 類	肥料の
乾 燥 菌	名 称	肥料の
生産業者	変更事項	变
サントリー	変更前	更の
	変	内
サントリー	更 後	容
平成二十一	多	まる 手 司 コ

Ш

	第
	四号
	体肥料
S	体肥料
В	料
	の名称
	株式会社
社	酒類株式会
	年四月十日

開発行為に関する工事の完了について

に関する工事は、完了した。 都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為

平成二十二年四月一日

山梨県知事 横 内 正 明

開発区域(工区)に含まれる地域の名称

昭和町河西字村西一一四九の二、一一五一の一の一部、一一五一の四の一部、

六三の一一及び一一六三の一二の区域

開発許可を受けた者の住所及び氏名

甲府市古上条町四百二十四番地の五 社会福祉法人 笹の葉会 理事長 笹本憲男

公安委員会

山梨県公安委員会規則第四号

山梨県警察の組織等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。 平成二十二年四月一日

山梨県公安委員会

井

委員 洋

山梨県警察の組織等に関する規則の一部を改正する規則

部を次のように改正する。 山梨県警察の組織等に関する規則(昭和四十二年山梨県公安委員会規則第一号)の一

「生活安全企画課 「生活安全企画課

地域課 を

第九条中「三課」を「四課」に改め、

少年課

に改

生活環境課

少年課

号を第九号とし、第十一号及び第十二号を削り、第十三号を第十号とし、第十四号から 第二十三号までを削り、第二十四号を第十一号とし、第二十五号を第十二号とする。 第十条の二第二項中「、第十三号及び第十四号 (サイバー 犯罪対策に関することに限 第十条第三号中「家出人等」を「行方不明者等」に改め、同条中第九号を削り、第十

> る。)」を「及び第十号」に改める。 第十条の四を削る。

第十一条の七の次に次の二条を加える。

(生活環境課)

第十一条の八 生活環境課においては、次の事務をつかさどる。

売春その他風俗関係事犯の取締りに関すること。 風俗営業等の許可及び取締りに関すること。

外国人労働者に係る雇用関係事犯の取締りに関すること。

サイバー犯罪に関すること。

銃砲刀剣類及び火薬類の許可に関すること。

銃砲刀剣類及び火薬類の取締りに関すること (組織犯罪対策課の所掌に属するも

のを除く。)。

経済及び密貿易関係事犯の取締りに関すること。

保健衛生及び生活関係事犯の取締りに関すること。

公害事犯 (交通公害事犯を除く。) の取締りに関すること

射撃場及び射撃指導員並びに銃砲保管業者の指導に関すること。

核燃料物質等の運搬届出の指導等に関すること。

保安関係機関・団体との連絡調整に関すること。

部内の他の所掌に属しない特別法令違反の取締りに関すること。

(生活安全捜査室)

第十一条の九 生活環境課に生活安全捜査室を附置する

号まで及び第十三号に掲げる事務をつかさどる。 生活安全捜査室においては、第十一条の八第二号から第四号まで、第六号から第九

サポートセンター」の下に「、生活安全捜査室」を加える。 第二十二条第一項及び第二十三条の二第一項中「、生活安全捜査室」を削り、「少年

「一、一七〇人」を「一、一七三人」に、「一、六三五人」を「一、六四二人」に、「 五人」に、「一、〇六三人」を「一、〇六七人」に、「一〇七人」を「一〇六人」に、 五七二人」を「五七五人」に、「一八九人」を「一九〇人」に、「七六一人」を「七六 を「一、六四二人」に、「一、九三一人」を「一、九三八人」に改め、同条第二項中「 「四六七人」を「四六九人」に、「四八二人」を「四八四人」に、「一、六三五人」 別表第一生活安全企画の部を次のように改める。 第三十七条第一項中「一五七人」を「一五八人」に、「四五二人」を「四五四人」に 九三一人」を「一、九三八人」に改める。

	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1								
	上子辽大上最大工作	上手で大き車を	捜査室	_					
	_		生活安全		少年補導		Ί t		
	生活安全捜査第			1	少年相談	所 東 左	リタ 年 サポ		
	策 サイバー犯罪対	策 サイバー犯罪対		ŧ	少年事件第二			元 第 一	万
	金 石 イ コ イ ラ			Ē	少年事件第一	ド 事 中		则 長 育 一 中	ij
	統泡行政・呆安	居俗、金矿代字		-					
	風俗営業	虱谷・充包呆安	生活環境		企画・指導	企画・指導			
に改める	企画・指導		ター ト t		庶務		少年		
	系	企画・指導	少年サポー					7	
	武务								
	少年補導	F E i							
	少年相談	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·							
	少年事件第二	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·							
	少年事件第一	ル 手 事	少年	٦					
	企画・指導	企画・指導						対策室	
	庶 務					対策第二	安全を守る対策	全を守る	
						· 対策 第一	子どもと女性の	子どもと	
						犯罪抑止	台流安台文等	文号室	
						生活安全	世紀では対象	生活 全	

画 生活安全企

企画調整

庶務

営業

営業

る

生活安全捜査第二

駐在所の項中「及び八代町永井」を「、八代町永井、八代町奈良原、八代町竹居及び八町大野寺及び御坂町竹居」に改め、同部花鳥警察官駐在所の項を削り、同部八代警察官を「笛吹市御坂町上黒駒八四四の四」に、「及び御坂町尾山」を「、御坂町尾山、御坂別表第三笛吹警察署の部黒駒警察官駐在所の項中「笛吹市御坂町上黒駒八四四の二」

代町高家」に改め、同部中

駐在所 芦川六五九の三 町中芦川及び芦川町鴬宿芦川警察官 笛吹市芦川町中 笛吹市のうち芦川町上芦

川、芦川町新井原、芦川 を

鴬宿 上芦川、芦川町新井原、芦川

に改める。

富

附則

この規則は、公布の日から施行する。

山梨県公安委員会規則第五号

平成二十二年四月一日山梨県猟銃安全指導委員制度の運営に関する規則を次のように定める。

山梨県公

山梨県公安委員会

委員長 櫻井

山梨県猟銃安全指導委員制度の運営に関する規則

(趣旨)

下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。関し、法及び猟銃安全指導委員規則(平成二十一年国家公安委員会規則第十二号。以という。)第二十八条の二に規定する猟銃安全指導委員(以下「委員」という。)に第一条 この規則は、銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十三年法律第六号。以下「法」

、委員の活動区域及び定数

に定める警察署の管轄区域とし、その定数は別表のとおりとする。第二条 委員の活動区域は山梨県警察組織条例(昭和三十七年山梨県条例第五号)別表

(推薦)

号様式)により、公安委員会に推薦するものとする。 委員としての適任者を別表の定数に基づき選考の上、猟銃安全指導委員推薦書(第一委員としての適任者を別表の二第一項各号に掲げる要件を満たしているもののうちから第三条 警察署長は、管轄区域内において、継続して十年以上猟銃の所持許可を受けて

(委嘱)

(猟銃安全指導委員証及び腕章の貸与等)

を貸与するものとする。 委員証」という。) 及び規則第六条第二項の規定に基づく腕章 (以下「腕章」という。)第五条 委員には、規則第六条第一項の規定に基づく猟銃安全指導委員証 (以下「指導

び腕章を返納しなければならない。2 委員は、任期が満了したとき、辞職したとき又は解嘱されたときは、指導委員証及2.委員は、任期が満了したとき、辞職したとき又は解嘱されたときは、指導委員証及

(解嘱等)

を上申するものとする。 猟銃安全指導委員解嘱上申書(第三号様式)により、公安委員会に、当該委員の解嘱第六条 警察署長は、委員が法第二十八条の二第七項に該当すると認められるときは、

を与えるものとする。 ると認めたときは、その理由等を通知書(第四号様式)により通知して、弁明の機会2 公安委員会は、前項の規定により上申された者について審査を行い、解嘱に相当す

3 委員の解嘱は、解嘱通知書 (第五号様式)を交付して行うものとする

4 委員の辞職を承認するときは、辞職承認通知書 (第六号様式)を交付するものとす

(委任)

洋

第七条 この規則に定めるもののほか、委員の運営に関し必要な事項は、警察本部長が

山梨県公報	この規則は、公布の日から施行する。	附則	別に定めることができる。
第二千三十号	の日から施行する		できる。
平成二十二年四月一日	•		
三三九			

活動区域及び定数

活動区域	定数	活動区域	定数
甲府警察署管内	4人	笛吹警察署管内	4人
南甲府警察署管内	6人	日下部警察署管内	7人
南アルプス警察署管内	5人	富士吉田警察署管内	5人
韮 崎 警 察 署 管 内	5人	大月警察署管内	7人
北杜警察署管内	4人	上野原警察署管内	4人
鰍 沢 警 察 署 管 内	3人	合 計	5 9人
南部警察署管内	5人		

第1号樣式 (第3条関係)				
		第	-	号
		年	月	Ħ
山梨県公安委員会	殿			
		所	属	長

猟銃安全指導委員推薦書

次の者は、 銃砲刀剣類所持等取締法第28条の2第1項の要件 を満たし、人格・経歴とも猟銃安全指導委員として適任と認めら れますのでここに推薦します。

本		籍					
住		所					
職		業					
氏		名		性	別	男	· 女
生	年月	日	年 月 日	年	齢		歳
連	絡	先	携帯				
所	属団体	名					
健	康状	態					
過:	去の犯	歴					
そ	の	他	新任・再任(期~)				
備		考					

委 嘱 状

殿

銃砲刀剣類所持等取締法第28条の2第1項の規定 により猟銃安全指導委員に委嘱する

委嘱の期間

年 月 日から

年 月 日まで

年 月 日

山梨県公安委員会 即

_ 四 三

第 3 号様式 (第6条関係	第 3 号樣式 (第6条関係)									
山梨県公安委員会	殿					月	号 日			
				所		属	長			
	猟銃	安全指導	委員解嘱.	上申書						
住所										
氏 名										
生 年 月 日										
委嘱年月日		年	月	日						
解嘱事由										
その他										

通知書

号 第 年 月 H

殿

山梨県公安委員会

銃砲刀剣類所持等取締法第28条の2第7項の規定により猟銃安全指導委員を解嘱 する予定であるので、猟銃安全指導委員規則第8条の規定に基づき、次のとおり通知 します。

記

- 1 解嘱の理由
- 2 弁明を聴く日時及び場所

(注) 上記の日時に上記の場所に出頭しない場合には、あなたの弁明を聴かないで解 嘱することがありますので、やむを得ない理由により出頭することができないと きは、

月 日までに、担当 (電話

)

に連絡してください。

Ш 梨 県 公

報

平成二十二年四月一

日

解 嘱 通 知 書

殿

銃砲刀剣類所持等取締法第28条の2第7項の規定 により猟銃安全指導委員を解嘱する

年 月 日

山梨県公安委員会 即

辞職承認通知書

殿

猟銃安全指導委員の辞職を承認する

年 月 日

山梨県公安委員会 即

Щ

梨

県公報

第二千三十号

平成二十二年四月一日

四七

許 可 証 等 受 払 簿

種別【

受払月日	受入数	払出数	現在数	払	出	先	等	取扱者印	責任者印
						71			

県 公 報 第二千三十号 平成二十二年四月一日

Щ

梨

附 則

この規則は、 公布の日から施行する。

山梨県警察本部長告示第十三号

称等の一部を改正する告示を次のように定める。 口頭により開示請求を行うことができる保有個人情報に関する個人情報取扱事務の名

平成二十二年四月一日

山梨県警察本部長 西

郷 正

の名称等の一部を改正する告示 口頭により開示請求を行うことができる保有個人情報に関する個人情報取扱事務

称等(平成十八年山梨県警察本部長告示第十一号)の一部を次のように改正する。 口頭により開示請求を行うことができる保有個人情報に関する個人情報取扱事務の名

本則の表中

猟銃等講習会 (初心者講習 修了考査)

同右

同右

を

同右

修了考查) 猟銃等講習会 (初心者講習

同右

全部生活環 本部生活安 山梨県警察

に改める。

附 則

境課

この告示は、 公布の日から施行する。

そ **の** 他

山梨県立宝石美術専門学校管理者規程第一号

山梨県立宝石美術専門学校学則の一部を改正する規程を次のように定める。

Щ

梨

県

公

報

第二千三十号

平成二十二年四月一日

平成二十二年四月一日

山梨県立宝石美術専門学校管理者

山梨県商工労働部長

丹 澤

博

第一号)の一部を次のように改正する。 山梨県立宝石美術専門学校学則 (昭和五十六年山梨県立宝石美術専門学校管理者規程

山梨県立宝石美術専門学校学則の一部を改正する規程

第九条第一項中「二十六週」を「三十八週」に改める。

第二十一条第二項中「課長」を「事務局次長」に改める。

則

この規程は、 公布の日から施行する。

山梨県道路公社公告第一号

の規定により次のとおり公告する。 項の規定による許可を受けた有料道路の料金の変更を行うので、同法第二十五条第一項 道路整備特別措置法 (昭和三十一年法律第七号)第十条第一項及び同法第十五条第一

平成二十二年四月一日

山梨県道路公社理事長

中

澤

正

徳

同右

対象路線

雁坂トンネル有料道路

富士山有料道路

変更事項

料金のうち、障害者割引に関する事項について、介護者が運転する場合の割引が適

追加する。 用される障害者の区分及び障害の程度に肝臓機能障害 (一級から四級までの各級)を

Ξ 実施年月日

平成二十二年四月一日

発行者	山梨
山梨	県公報
県甲府	第二千三十号
市丸の内一	
甲府市丸の内一丁目六番一号	平成二十二年四月一日
号	四月一日
印刷所	
㈱サンニチ印刷	
甲府市北口二十	
口二丁目六番	
	_
	一五〇